

(別添)

自動車税納税確認システム構築・保守業務委託仕様書

1 業務名

自動車税納税確認システム構築・保守業務委託

2 業務の概要

自動車の継続検査・構造等変更検査（以下「車検」という。）において確認が必要となる鳥取県が課税する自動車税（種別割）の納付状況を基にした車検実施可否情報について、WEBサイト上で確認可能なシステムの構築及び運用・保守業務を委託するもの。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託業務スケジュール

準備期間：契約締結日から令和6年6月30日まで

システム運用開始日：令和6年7月1日

システム保守期間：令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

5 システム化の範囲

- ① 税務課管理パソコンでサーバ上のシステムに JNKS データアップロード（鳥取県処理）
- ② サーバ上のシステムが当該データをバッチ処理
- ③ PC の WEB ブラウザ（MS-Edge、Safari、Google Chrome）、スマートフォンの WEB ブラウザ（Safari、Google Chrome）からシステムへアクセスして登録番号、車台番号の情報によりシステムで一致する自動車の情報から回答を表示

6 委託業務内容

(1) システム構築に係る業務

次によりシステムの設計及びプログラム作成を行うものとする。

なお、当システムは、整備事業者等に限らず、自動車の所有者等、広く一般的に利用されることを想定し、操作方法の簡易性を考慮した設計とすること。

ア システムの基本機能

システムの基本機能は次のとおりとする。

- ・システムは、インターネットを利用した Web システムとすること。
- ・システムは、メンテナンス作業中を除き 24 時間 365 日いつでも利用可能とする。
- ・システム利用者は、システムに自動車の登録番号（ナンバー）及び車台番号を入力

することにより納税確認を行うものとする。

- ・システムには、利用者の検索記録を一定期間保存し、照会できる機会を設けること。
- ・システムには、導入効果測定のため、利用状況を管理できる機能を設けること。

イ Web サイトの作成

① Web サイトの仕様

作成する WEB サイトの仕様は次のとおりとする。

- ・Web サイトは、Safari、Microsoft Edge、Google Chrome の各ブラウザに対応するものであること。
- ・Web サイトのドメインはシステム独自のものとし、SSL/TLS を取得したものであること。
- ・Web サイトは、JIS X 8341-3:2016 に準拠したデザイン設計を行う等、ウェブアクセシビリティの確保に努めること。
- ・Web サイトはパソコン、スマートフォン、タブレット端末等でも利用可能なものとし、デバイスに応じて画面表示を最適化するようデザイン設計を行うよう努めること。

② Web サイトの構成

作成する Web サイトは、表 1 に示すページで構成されるものを基本とする。

また、各ページの機能及び仕様は次に掲げる I 及び II のとおりとし、I- 2 の記載内容は、委託者による修正等が可能となるよう、編集機能を設けること。

(表 1 作成する Web サイト)

	ページ	主な機能
I- 1	トップ画面	・システム概要、使用上の注意点、県税事務所連絡先等を記載
I- 2		・お知らせ画面を表示
II	照会画面	・照会する自動車情報の入力及び照会結果を表示

I トップ画面

トップ画面には、利用者管理のため、利用者の電話番号等の入力を求める方法、利用者 ID・パスワードでログインする方法等により利用者確認を行う仕掛けを設けること。仕掛けの詳細については、委託契約締結後に、委託者と協議のうえ決定するものとする。

II 照会画面

- ・自動車の登録番号（ナンバー）及び車台番号を検索キーとする。
- ・PC を利用した検索の場合、最大 10 件の同時検索を可能とすること。
- ・照会結果は表 2 で示す回答の 3 種類を想定するが、回答の詳細については、委託契約締結後に、委託者と協議のうえ決定するものとする。

(表2 照会結果一覧)

	回答表示 (例)	対象となる自動車
1	納税証明書なしで車検可能です。	・納付済又は減免等により未納がない自動車
2	納税証明書なしで車検不可能です。	・未納がある自動車等
3	該当する登録番号がありません。	・鳥取県で登録のない自動車

ウ システムサーバ等に係る作業

① サーバの選定

システムはインターネット上で稼働する Web システムとするため、使用するサーバ等についてはクラウドサービスを利用して構築すること。

② サーバ OS 及びミドルウェア等の選定

サーバ OS 及びミドルウェア等がクラウドサービスに含まれない場合、安全性／汎用性／可用性／対障害性の観点から、適切な選択を行うこと。

エ 納税確認データの取り込みに係るプログラム開発

システムで取り込み、更新処理する納税確認情報（以下「納税確認データ」という。）の概要は、次のとおりである。

なお、データベースの設計に当たっては、システム機能を最大限に生かす設計を行うとともに、将来の制度改正等（納税確認データの仕様改正等）に対応可能な拡張性を備え、保守が行いやすいものとするよう努めること。

【納税確認データの概要】

システムに取り込む納税確認データは、JNKS を運営する地方税共同機構が定める「JNKS ファイル仕様表」をもとに、鳥取県の税務事務総合電算システムにて作成される JNKS データを準用するものとする。

<参考>

全件データ登録数 約 22 万件

オ システムの運用時間

システムの運用時間は、メンテナンス作業等の時間帯を除き、24 時間 365 日稼働可能なものとする。

(2) システム稼働後の運用支援・保守管理業務

システム稼働後は、次により運用支援・保守業務を行うこと。

ア 運用マニュアルの作成

納税確認データの取込方法等、運用開始後に委託者が行う操作方法について、分かりやすく解説した運用マニュアル（PDF 形式）を作成すること。

イ 操作方法等に関する問合せ対応

次により、委託者からのシステム機能及び操作方法等に関する随時の問合せに対し、

適切に対応できるサポート体制を整備すること。

- ・問合せ受付時間は、鳥取県の休日を定める条例（平成元年3月24日条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
- ・問合せ受付方法は、電話又は電子メールを基本とする。

ウ システムに係る保守管理等

- ・システムの保守管理、不具合又は障害発生時において、トラブル発生に備え、あらかじめ対応担当者を指定し、緊急対応体制を構築すること。

なお、これらの具体的な対応は、委託者と協議の上、その指示を受けて実施することとし、不具合又は障害の原因が明らかに委託者の責めに帰すべきものを除き、契約金額の範囲内で対応するものとする。

- ・納税確認データのレコード項目の仕様改正等、ソフトウェアの更新等が必要となった場合には、委託者と協議の上対応するものとし、その更新等の管理を徹底すること。

7 留意事項

(1) 上記6(1)に示すシステム構築等の完了後に、委託者が提供するテスト用の JNKS データを用いて受入れテスト（以下「UAT」という。）を実施し、システムの検収を行うこととする。

- ・UAT の実施日時及びテスト内容等は、委託者と協議の上、決定する。
- ・UAT の結果、不具合が発見された場合等には、委託者の指示を受けて速やかに補正を行い、再度 UAT を実施するものとする。

(2) 委託者が提供する資料等の厳重管理及び目的外使用の禁止について

- ・受託者は、委託者から当該業務の実施のために提供された資料等（電子データを含む。）について、不正アクセス、漏洩、紛失、盗難等を防止するため、セキュリティ対策や安全管理措置を講じ、厳重管理を徹底すること。
- ・委託者から提供された資料等は、当該業務以外の目的に使用しないこと。また、業務実施上知り得た情報について、守秘義務を遵守すること。
- ・受託者は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

8 完了報告及び検査

受託者は、6(1)に定めるシステム構築を完了したときは、完了の日から10日以内又は令和6年6月30日のいずれか早い日までに構築完了に係る報告書を県に提出し、県の検査を受けること。

9 その他

- (1) この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。
- (2) 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。また、仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。
- (3) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者が協議して定める。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに

応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 甲は鳥取県、乙は受託者をいう。